

# 神奈川大学法学会会則

(2010年12月3日作成)

- 第一条 本会は、神奈川大学法学会と称し、その事務所を神奈川大学法学部内におく。
- 第二条 本会は、法学に関連する学術研究を推進し、会員相互の知識情報の啓発交流を深めるとともに、社会の文化に貢献することを目的とする。
- 第三条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一 本会の機関誌として神奈川法学を年三回以上刊行すること。
  - 二 会員の個人研究および共同研究を助成すること。
  - 三 研究会、講演会および懇親会を開催し、内外の研究機関、各学会および市民との学術交流を推進すること。
  - 四 学生会員の研究活動を啓発し支援すること。
  - 五 神奈川法学学生論集（以下「学生論集」という。）を年一回刊行すること。
  - 六 その他本会の目的を達成するために有益と認める事業を実施すること。
- 第四条 本会の会員は、次の者とする。
- 一 専任会員 神奈川大学において法学に関連する科目を担当する専任教員であって、本会に入会した者。
  - 二 名誉会員 前号に定める会員のうち、その退職の後も継続して入会を希望する者。
  - 三 学生会員 神奈川大学法学部、大学院法学研究科および大学院法務研究科に在籍する者。
  - 四 同窓会員 前号に定める会員のうち、その卒業の後も継続して入会を希望する者。
  - 五 特別会員 上記以外の者であって、本会運営委員会において入会を承認した者。

第五条 会員は、本会の機関誌の頒布を受け、会員の研究につき助成を申請し、本会の開催する研究会および講演会に出席することができる。

第六条 本会則に定めるもののほか、神奈川法学および学生論集に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第七条 会員は、別に定める規則により会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員および同窓会員についてはこの限りではない。

第八条 本会は、第三条に規定する事業を行うために、専任会員をもって運営委員会を構成し、次の役員をおく。その任期は二年とする。

- 一 会長 専任会員の中から互選し、運営委員会を統括し、本会を代表する。
- 二 常任委員 専任会員の中から二名を互選し、編集および会計その他の運営に関する事務を担当する。
- 三 監査委員 専任会員の中から一名を互選し、本会の会計を監査する。

第九条 (1) 運営委員会は専任会員の二分の一以上の出席で成立し、その議案は出席者の過半数をもって決定する。運営委員会の成立に関しては、委任状を認める。

(2) 運営委員会は議事録を作成するものとする。議事録には運営委員会の成立に関する件および議題の議決に関する件を記載し、これに専任会員が署名と認証を行う。

第十条 会長は、年度事業計画、予算の策定および決算の承認について運営委員会を招集する。

第十一条 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十二条 本会則の改正は、運営委員会の決議による。

附 則 本会則は、平成二十二年四月一日より施行する。